

役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人優光福祉会（以下、「法人」という）の、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規定において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という

2 報酬とは法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する

。

(端数の処理)

第5条 この規定により計算金額に1円未満の端数が生じたときには次のとおり端数の処理を行う

- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別にさだめることとする。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

(1) 理事

	日 額	実費弁償費
理事会への出席	10,000円	3000円

(2) 監事

	日 額	実費弁償費
理事会及び評議会への出席	10,000円	3000円

(3) 評議員

	日 額	実費弁償費
評議会への出席	10,000円	3000円